

## 厚木市斎場条例の一部改正について

**1 条例改正の趣旨**

平成 24 年 4 月に供用を開始した厚木市斎場は、市民の社会生活に必要不可欠な施設として安定的な施設運営に取り組んでいるところですが、災害等の想定外の事態により施設が使用不能となった場合には、他自治体との相互の協力体制が求められることから、円滑な連携を行うことができるよう、厚木市斎場条例の使用料徴収に係る規定の一部を改正するものです。

また、市外利用者の火葬炉使用料について、現状の経費や減価償却費等から算出した適正な金額に改め、将来的な火葬需要の増加に対応した火葬炉整備等の財源とするものです。

**2 改正内容****1 使用料の特例（第 4 条第 2 項）**

使用料は前納とすることが定められています。

**(1) 改正理由**

使用料の前納を定めた条例第 4 条第 2 項には例外が規定されていないため、他の火葬施設が使用不能となり、本市斎場への受入れを求めてきた場合など、使用料の後納に対応することができない場合があります。

一方、多くの他市の条例では、例外が規定されており、使用料の後納が認められています。

【参考】例外規定を設けている自治体等（県内）

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、広域大和斎場組合（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市）

**(2) 改正案**

前納を定めた当該規定に、市長が特に認めた場合は例外とする旨のただし書きを追加することで、自治体間の連携が可能になります。

**2 斎場使用料の改正（4 条別表）****(1) 受益者負担の基本的な考え方**

受益者負担見直しに関する基本方針（以下「基本方針」という。）において、『市民生活に欠かせないもの又は高度な社会的要請があるもので、民間による提供が可能なもの又は提供しているもの』については、公費負担と受益者負担の割合を各 50%とされていることから、市民生活に不可欠な施設であり 民間の施設において同種のサービスが提供されている火葬施設の使用料については、基本方針の考え方に従い、受益者負担率は 50%とします。

## (2) 火葬炉使用料の計算

基本方針の考え方に基づく算定方法と算定基礎数値から導かれる原価及び使用料は次のとおりです。

### 【算定方法】

12歳以上※	<b>【原価（A）】</b> $\frac{(\text{施設維持管理・運営に係る経費} + \text{人件費}(1\text{人}) + \text{減価償却費}) \times \text{面積割合 } 82.2\%}{\text{火葬件数}}$
	<b>【使用料（B）】</b> $\frac{(\text{施設維持管理・運営に係る経費} + \text{人件費}(1\text{人})) \times \text{面積割合 } 82.2\% \times \text{受益者負担率}(50\%)}{\text{火葬件数}}$
その他の区分	火葬時の1件当たりの燃料使用量に応じて、「12歳未満」及び「改葬」は12歳以上の70%、「死胎」及び「身体の一部」は12歳以上の30%

※ 本市斎場条例においては、公共交通機関や多くの施設において同様の年齢区分が用いられ、年齢による境界線として広く認識されている「12歳」を、「小人」と「大人」を区分する基準として、遺体の大きさ・重量による設備負担の違いを料金に反映しています。

### 【算定基礎数値】

項目	数値	備考
火葬件数	2,903件	過去3か年の平均値（R4～R6）
維持管理・運営経費	250,342,755円	
人件費(1人)	8,658,671円	
年間減価償却費	80,077,568円	令和9年1月1日時点の未償却残高と残償却年数から算出

### 【原価及び使用料】

区分	単位	原価	使用料
12歳以上の火葬	1体	96,012円（A）※	36,669円（B）

## (3) 斎場使用料の改正

### ア 考え方

- ① 市内火葬炉使用料は、近隣に民間の代替施設がないこと及び近隣の火葬施設の使用料を考慮し、全ての区分において現行どおりとします。
- ② 市外火葬炉使用料は、利用者が施設の建設費を負担していないことから、原価償却費（建設費）を含めた「原価{前項(2)のA}」を基準として、「12歳以上の死体」の金額を96,000円に見直すこととし、その他の区分は火葬時の燃料使用量に応じて減じた金額（70%又は30%）とします。なお、千円未満の端数は切り捨てとします。

- ③ 市内の式場及び霊安室使用料は、市内に民間の類似施設が存在するため、近隣火葬施設の使用料の状況などを考慮して現行どおりとします。
- ④ 市外の式場及び霊安室使用料は、基本方針に基づき市内の利用者の2倍（現行どおり）とします。

## イ 改正案

市外の火葬炉使用料を次のとおり改定します。

区 分	単 位	令和6年度件数		使用料(円)				
		市内※	市外	市内		市外		
				現行	改定案	現行	改定案	
火葬炉	12歳以上の死体	1体	2,534	439	10,000	—	70,000	96,000
	12歳未満の死体	1体	3	1	7,000	—	50,000	67,000
	死胎	1胎	27	6	3,000	—	20,000	28,000
	改葬	1件	0	0	7,000	—	50,000	67,000
	身体の一部	1件	12	15	3,000	—	20,000	28,000
式 場	1回	534	3	60,000	—	120,000	—	
霊 安 室	24時間ごと	142	0	3,000	—	6,000	—	

※ 「市内」とは、死亡者にあつては死亡時の住所が、死胎にあつては死産時の母の住所が、改葬にあつては死体の埋葬場所が、身体の一部にあつては手術等を受けた者の住所が市内にあるもの

## 3 スケジュール及び施行時期（予定）

令和8年 5月 骨子案パブリックコメント  
9月 厚木市議会へ提案予定

施行時期

- ・使用料徴収の特例 公布の日
- ・火葬炉使用料の改定 令和9年1月1日

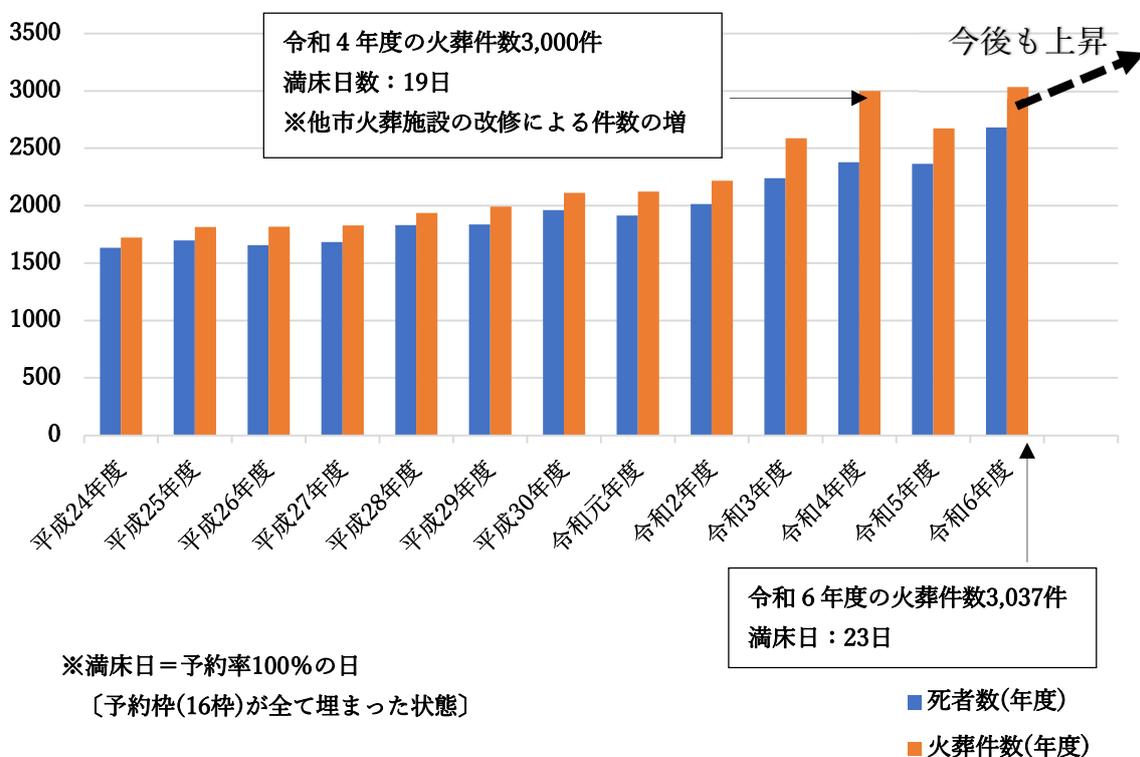
< 参考 >

近隣の火葬施設との比較

区分	厚木市 斎場	愛川聖苑	秦野斎場	大和斎場	相模原市 営斎場	平塚聖苑
築年度(大規模改修含)	H24	H9	H30 改修	S57	H4	H6
市外使用料(12歳以上)	70,000	90,000	73,000	80,000*	54,000	95,000

※R7年度から

火葬件数の推移



令和6年度月別火葬実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市内件数	204	181	168	204	213	224	206	181	239	278	220	258	2,576
市外件数	33	30	18	14	43	39	20	30	41	78	65	50	461
満床日数				1					4	17	1		23
計	237	211	186	218	256	263	226	211	280	356	285	308	3,037

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく火葬等を行うための施設を設置する。

(平23条例20・全改)

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 厚木市斎場

位置 厚木市下古沢548番地

(昭63条例15・平23条例20・一部改正)

(使用の許可)

第3条 厚木市斎場(以下「斎場」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、式場又は霊安室の使用にあつては、火葬炉の使用の許可を受けている者以外の者は、その使用の許可を受けることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、斎場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定により許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。

(1) 斎場における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 斎場の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他使用させることが斎場の管理上支障があると認められるとき。

(昭56条例11・平10条例7・平23条例20・一部改正)

(使用料の徴収)

第4条 斎場の使用については、別表に定める額の使用料を徴収する。

2 使用料は、前納とする。

(平23条例20・全改)

(使用料の減免)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平23条例20・全改)

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他斎場の使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、斎場を使用することができないと認めたときは、この限りでない。

(平23条例20・全改)

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の規定に基づく使用の許可を取り消し、又は斎場の使用を中止させることができる。

(1) 斎場を使用する者がこの条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反したとき。

(2) 第3条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(平23条例20・追加)

(焼骨の引取義務)

第8条 火葬炉を使用した者は、火葬終了後、直ちに、焼骨を引き取らなければならない。

(平23条例20・追加)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(昭56条例11・旧第8条繰上、昭63条例15・一部改正、平23条例20・旧第7条繰下・一部改正)

附 則

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

- 2 厚木市火葬場条例（昭和32年厚木市条例第23号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 旧条例第3条の規定により、火葬場の使用を許可されたものが、この条例施行日以後に使用する場合は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和47年条例第38号）

- 1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。
- 2 改正前の条例第3条の規定により斎場の使用を許可されたものが、この条例施行日以後に使用する場合は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和49年条例第15号）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 改正前の条例第3条の規定により斎場の使用を許可された者が、この条例施行の日以後に使用する場合は、なお従前の例による。

附 則（昭和51年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日以後の使用に係る使用料から適用する。

附 則（昭和56年条例第11号）抄

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている厚木市斎場の使用に係る使用料については、第1条の規定による改正後の厚木市斎場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第15号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けているものの使用料については、この条例による改正後の厚木市斎場条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第7号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の厚木市斎場条例第3条第2項の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第20号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 別表（第4条関係）

（平23条例20・追加）

区分		単位	使用料	
			市内	市外
火葬炉	死亡時の年齢が12歳以上の死体	1体	10,000円	70,000円
	死亡時の年齢が12歳未満の死体	1体	7,000円	50,000円
	死胎	1胎	3,000円	20,000円
	改葬	1件	7,000円	50,000円
	身体の一部	1件	3,000円	20,000円
	式場	1回	60,000円	120,000円
霊安室	24時間までごとに	3,000円	6,000円	

#### 備考

- 1 「市内」とは、死亡者にあつては死亡時の住所が、死胎にあつては死産時の母の住所が、改葬にあつては死体の埋葬場所が、身体の一部にあつては手術等を受けた者の住所が市内にあるものをいい、「市外」とは、それ以外のものをいう。
- 2 式場の使用に係る「1回」とは、通夜若しくは告別式又は通夜及び告別式としての使用（これらに類する使用を含む。）が終了するまでの間をいう。